

熊本県公告第390号

下益城郡小川町小川町土地改良区理事長松永信雄から平成15年4月7日付けで申請の定款変更については、平成15年5月29日付けで認可した。

平成15年6月6日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第391号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第11条第4項の規定により、次のとおり公告する。

平成15年6月6日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 起業者の名称 日本道路公団
- 2 事業の種類 九州横断自動車道延岡線（御船～矢部）新設工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域
 熊本県上益城郡嘉島町大字井寺字下大迫、字二番割、字山犬迫、字上大迫、字郷ヶ迫及び字小豆坂、同県同郡益城町大字島田字立石、字馬場崎、字南島、字上塘添、字一番割、字中島及び字小迫原並びに大字小池字蕨野、字五反畑、字柳原、字鬼塚、字鳥越、字釜畑、字西原、字塔ノ平、字中原、字塚田、字稗田、字前田、字丸林、字野中田、字木崎原、字山下、字堀ノ口、字土山、字椎木迫、字浦田、字三王免、字大人足、字塔尾、字矢谷、字飯田、字鶴山谷、字大平、字田口平、字北坊、字坂谷、字南平及び字河内、同県同郡御船町大字上野字矢建坂、字下保手野、字尾畑、字松山、字高平、字荒平、字五拾駄、字下ノ鶴、字中ノ鶴、字小迫、字川内、字武ノ田、字屋敷山、字下長迫、字釜出、字境ノ谷及び字上釜出、大字田代字一都度、字後谷、字小田坂、字堀田、字倉道、字牧ノ原、字呆山、字石場、字清水口、字玉来、字戸ノ上、字神懸、字催合、字八丁、及び字江入、大字木倉字飯田口、字大迫、字竹ノ内、字平山、字谷口及び字山ノ谷並びに大字高木字上花立、字下倉津和、字上倉津和、字下古閑鶴、字上古閑鶴、字西村下、字鶴、字下前田、字黒岩、字上前田、字東村下及び字山下並びに同県同郡矢部町大字北中島字面田、字西田、字這松、字小鶴及び字冷水、大字金内字戸ノ上、字松ノウソ、字夕尺、字川原田、字浦田、字門際、字万倍及び字椈ノ木、大字原字藤ノ塔、字中畑、字糶子、字前田、字北原、字餅田及び字日暮尾、大字杉木字高尾、字長尾、字騎者の木、字滝下、字上多良原及び字下多良原、大字上寺字梅の木、字山居谷、字中前田、字日渡、字村の脇、字溝曲、字森の本及び字山中、大字城平字城ノ平、字山宮、字西作田、字坂口、字東作田、字瀧ノ平、字東城ノ平、字滝ノ坪、字原畑及び字西大野谷、大字入佐字下山中並びに大字島木字大久保
- 4 立ち入ろうとする期間
 平成15年8月22日から平成16年8月21日まで

熊本県公告第392号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第41条及び第51条第2項の規定に基づき、平成15年度狩猟免許試験並びに狩猟免許の更新を受けようとする者の狩猟に関する適性検査及び講習を次のとおり実施する。

平成15年6月6日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 受験資格
 熊本県内に住所を有する者で、狩猟免許を取得し、又は更新しようとするもの。ただし、次の各号に掲げる事項に該当する者を除く。
 - (1) 20歳に満たない者
 - (2) 精神障害又は発作による意識障害をもたらし、その他の狩猟を適性に行うことに支障を及ぼすおそれがある病気として環境省令により定められた次の病気にかかっている者
 - ア 精神分裂病（統合失調症）
 - イ そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）
 - ウ てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）
 - エ 前3号に掲げるもののほか、自己の行為の是非を判別し、又はその班別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気
 - (3) 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
 - (4) 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（前3号に該当する者を除く。）
 - (5) 法又はそれに基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
 - (6) 法第52条第2項第1項の規定により狩猟免許を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者
- 2 試験等の内容
 - (1) 狩猟免許試験内容